

社長、ご存知ですか？

社長は、仕事中の事故で

(被保険者5名以上)

労災保険や健康保険が

使えませんよ！

社長、会社役員、個人事業主と
同居家族の皆さん
仕事中、通勤中の事故は、
労災保険の対象となりませんが、
労災保険の**特別加入制度**を利用すれば
労災保険に加入することができます。

「労災保険特別加入」のご案内

愛知労働局 労働保険適用・事務組合課 事務組合係

社長、ご存知ですか？

社長、会社役員、個人事業主と同居の親族の皆さんは、仕事や通勤中の事故、病気に労災保険が使えません。また、被保険者 5 名以上の会社では、健康保険も使えず、国民健康保険は労災保険ほど給付が手厚くありません。

労災保険の特別加入制度を利用しましょう！

社長、会社役員、個人事業主と同居の親族の皆さんは、労働者と同じように働き、責任も重く、業務災害の危険性も高いです。そこで、労災保険の対象外である方々にも、国の労災保険に任意で加入できる「労災保険の特別加入」という制度があります。

労災保険の特別加入の対象者とは？

労働者を 1 人でも使用して事業を行う中小事業主の皆さんです。具体的には次の方々です。株式会社は代表取締役及び労働者扱いでない取締役、有限会社は取締役全員、個人会社は社長及び社長と同居の親族、合資会社は無限責任社員、合名会社は代表者員など、労働者と見なされない皆さんです。

特別加入の保険料は？

特別加入の保険料は、希望された日額（3,500 円～25,000 円）と事業の種類ごとに定められた労災保険料率により決まります。

保険料率は労働者と同じもので、社長や会社役員さんだから割高ということはありません。

特別加入のできる条件は？

条件 貴社の労働保険（労災保険・雇用保険）を労働保険事務組合に事務委託することで特別加入できます。

条件 貴社の規模が中小企業であることです。

労働保険事務組合とは？

中小事業主に代わり、労働保険の事務を処理できるように、厚生労働大臣が認可した団体です。労働者の入退社の際のハローワークへの届出等の、労働保険の様々な書類の作成、行政への届出等を代行していただけます。なお、愛知労働局のホームページに県下の労働保険事務組合の名簿を掲載しておりますので、ご参考にしてください。

中小企業の規模は？

金融、保険、小売、不動産業は、常時使用労働者数が 50 名までの企業です。

卸売、サービス業は、常時使用労働者数が 100 名までの企業です。

建設、製造業、その業種は、常時使用労働者数が 300 名までの企業です。

事故の後では遅すぎます!!

ご家族の安心のため

ぜひとも労災保険の特別加入をお勧めします

詳しくは

愛知労働局 労働保険適用・事務組合課 事務組合係

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2 丁目 3-1 名古屋広小路ビルディング 1 5 階 TEL (052) 219-5502

ホームページ <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>